

住宅セーフティネット基盤強化推進事業（既存賃貸住宅活用に係る地域ネットワークの形成・活用促進事業）を行う者に対する補助事業の開始についての公示

平成 24 年 5 月 25 日

国土交通省住宅局長 川本 正一郎



次のとおり、住宅セーフティネット基盤強化推進事業（既存賃貸住宅活用に係るネットワークの形成・活用促進事業（以下「既存賃貸住宅活用促進事業」という。））を行う者に対する補助事業の開始について公示します。

1. 事業概要

（1）事業目的

本事業は、既存賃貸住宅活用促進事業を行う者に対して、国が必要な費用を補助することにより、既存賃貸住宅を借り上げることによる公営住宅の供給促進を目的とする。

（2）事業内容

既存賃貸住宅を借り上げることによる公営住宅の供給に関する業務の効率化・円滑化のモデルとなると認められる事業（募集要領 2. 1 を参照）

2. 事業期間

事業期間は、以下のとおり予定している。

交付決定日 ～ 平成 25 年 3 月 29 日

3. 補助対象事業者の要件

（1）組織に関する要件

・募集要領 2. 2 に掲げる要件に適合すること。

（2）公平性及び中立性に関する要件

・応募団体の構成員が、事業を実施する上での公平性及び中立性を有していること。

（3）技術能力に関する要件

・借上方式による公営住宅供給の実績又は公営住宅の借上げに係る知見を十分に有すること。

（4）守秘性に関する要件

・応募団体の会則等において、構成員は本事業において知り得た情報を秘密にすること等の規定を設けていること。

（5）事業に係る経理その他の事務についての的確な管理体制及び処理能力に関する要件

・地方公共団体が応募団体の構成員となっており、事業に係る経理等の処理を適切に行う体制となっていること。

4. 手続等

（1）担当部局等

- | | |
|---------|-------------------------------|
| ①担当部局 | 国土交通省住宅局住宅総合整備課 企画・審査技術係 |
| ②住 所 | 〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2－1－3 |
| ③電 話 | 03-5253-8111 （内線 39345） |
| ④F A X | 03-5253-1628 |

⑤電子メール jyutaku_seibi@mlit.go.jp

(2) 募集要領の交付等

①期 間 平成24年5月25日から平成24年12月21日まで

②方 法 下記ホームページよりダウンロードすること。

http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_fr3_000015.html

併せて、予め(1)の担当まで事前連絡を行い、手交、FAX、e-mailにより交付も可能とする。

(3) 提案書の提出期限、場所及び方法

①期 限 平成24年12月28日 18時00分まで

②場 所 上記担当部局

③方 法 上記担当部局へ、持参又は郵送すること。なお、郵送の場合は、書留郵便とし、郵送時には(1)③の連絡先に電話にてその旨を伝えること。

5. 審査方法

提出された提案書等について書類審査等を行い、補助事業の目的に合致した提案書等を提出した者を採択する。

6. その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口 4(1)に同じ。

(3) 提案書の作成、提出に係る費用は、提出者側の負担とする。

(4) 提出された提案書は、当該申込者に無断で2次的な使用は行わない。

(5) 提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該提案書を無効にするとともに、申込者に対して、補助事業者の取消を行うことがある。

(6) 採用された提案書は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(平成11年法律第42号)において、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合がある。採用されなかった提案書は原則返却する。なお、返却を希望しない場合は、提案書を提出する際にその旨を申し出ること。

(7) その他詳細は募集要領による。